

(別添)

行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会 参考資料

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 参考資料1   | 医師及び歯科医師の処分件数(昭和46年度～平成17年3月) |
| 参考資料2-1 | 行政処分の件数(年度別)(医師)              |
| 参考資料2-2 | 行政処分の件数(年度別)(歯科医師)            |
| 参考資料3-1 | 行政処分の件数(医業停止の期間別)(医師)         |
| 参考資料3-2 | 行政処分の件数(医業停止の期間別)(歯科医師)       |
| 参考資料4-1 | 医業停止期間終了後の業務について              |
| 参考資料4-2 | 歯科医業停止期間終了後の業務について            |
| 参考資料5-1 | 米国における医師に対する処分と再教育について        |
| 参考資料5-2 | 米国ニューヨーク州における処分と再教育について       |
| 参考資料6-1 | 英国における医師に対する処分と再教育について        |
| 参考資料6-2 | 英国 GMC の行政処分医師再教育指針について       |

医師及び歯科医師の処分件数（昭和46年度～平成17年3月）

区 分	医 師			歯 科 医 師			計		
	免許取消	業務停止	小 計	免許取消	業務停止	小 計	免許取消	業務停止	合 計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
医 師 法 違 反	2	38	40	1	1	2	3	39	42
歯 科 医 師 法 違 反	0	0	0	1	38	39	1	38	39
その他の身分法違反	0	48	48	0	3	3	0	51	51
薬 事 法 違 反	1	6	7	0	0	0	1	6	7
麻 薬 取 締 法 違 反	0	26	26	1	1	2	1	27	28
覚せい剤取締法違反	3	21	24	3	22	25	6	43	49
大 麻 取 締 法 違 反	0	7	7	0	18	18	0	25	25
殺 人 及 び 傷 害	8	7	15	6	4	10	14	11	25
業務上過失致死(傷害)／車両	0	11	11	0	12	12	0	23	23
” ／医療	0	50	50	0	3	3	0	53	53
猥 せ つ	12	31	43	5	21	26	17	52	69
贈 収 賄	0	57	57	2	11	13	2	(1) 68	(1) 70
詐 欺 ・ 窃 盗	3	55	58	2	10	12	5	65	70
文 書 偽 造	0	16	16	0	4	4	0	20	20
所 得 税 法 等 違 反	2	63	65	0	9	9	2	(1) 72	(1) 74
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	0	98	98	0	54	54	0	(1) 152	(1) 152
そ の 他	16	39	55	2	9	11	18	48	66
計	47	573	620	23	220	243	70	(3) 793	(3) 863

(注) ( ) 書きは、医師及び歯科医師の2つの免許取得者の再掲である。

行政処分の件数(年度別)  
(医師)

(平成11年度～平成16年度)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
医 師 法 違 反	3		1	2	3		9
そ の 他 身 分 法 違 反	1	3	1		6		11
薬 事 法 違 反							
麻 薬 取 締 法 違 反			1	2	1		4
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反	3	4		1	(1) 3		(1) 11
大 麻 取 締 法 違 反		2				1	3
殺 人 及 び 傷 害		(1) 1				2	(1) 3
業 務 上 過 失 致 死 傷 (車 両)		2		1	3	2	8
業 務 上 過 失 致 死 傷 (医 療)	2	1	4	8	7	6	28
猥 せ つ	3	(1) 5	(1) 2	(3) 12	(1) 4	(1) 5	(7) 31
贈 収 賄	1	6		1	6	2	16
詐 欺 ・ 窃 盗	3	7	5	(1) 4	4	2	(1) 25
文 書 偽 造	1	1	1		1		4
所 得 税 法 等 違 反	1	(1) 4	4	1	3	1	(1) 14
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	4	6	8	7	6	5	36
そ の 他		(3) 6	(1) 2	(2) 5		(2) 9	(8) 29
合 計	22	(6) 48	(2) 29	(6) 44	(2) 54	(3) 35	(19) 232

(注)上段( )は、免許取消の件数であり、内数である。

行政処分の件数(年度別)  
(歯科医師)

(平成11年度～平成16年度)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
歯 科 医 師 法 違 反	2	1		2	1	1	7
そ の 他 身 分 法 違 反			1				1
薬 事 法 違 反							
麻 薬 取 締 法 違 反							
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反		1	2	2	(1) 2	1	(1) 8
大 麻 取 締 法 違 反		2		1	3	1	7
殺 人 及 び 傷 害	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1			(4) 4
業 務 上 過 失 致 死 傷 (車 両)			2	2	1	5	10
業 務 上 過 失 致 死 傷 (医 療)							
猥 せ つ		(2) 3	5	(1) 2	3	(1) 5	(4) 18
贈 収 賄						1	1
詐 欺 ・ 窃 盗	1	1	1			1	4
文 書 偽 造				2			2
所 得 税 法 等 違 反							
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	3	3	4	3	11	8	32
そ の 他		1	1	1	(1) 1	2	(1) 6
合 計	(1) 7	(3) 13	(1) 17	(2) 16	(2) 22	(1) 25	(10) 100

(注)上段( )は、免許取消の件数であり、内数である。

# 行政処分是件数(医業停止の期間別)

(医師)

(平成11年度～平成16年度)

	取 消	1月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年6月未満	1年6月以上 2年未満	2年以上 2年6月未満	2年6月以上 3年未満	3年以上 3年6月未満	3年6月以上 4年未満	4年以上 4年6月未満	4年6月以上 5年未満	5年	停 止 計	合 計
平成11年度		14	3	1	2			2					22	22
平成12年度	6	16	10	4	2	3		6				1	42	48
平成13年度	2	14	4	4	1		1	3					27	29
平成14年度	6	25	3	5	1	2		2					38	44
平成15年度	2	8	14	8	7	4		6	1	1		3	52	54
平成16年度	3	8	9	5	4	3		1		2			32	35
合 計	19	85	43	27	17	12	1	20	1	3		4	213	232

# 行政処分の件数(医業停止の期間別)

(歯科医師)

(平成11年度～平成16年度)

	取 消	1月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年6月未満	1年6月以上 2年未満	2年以上 2年6月未満	2年6月以上 3年未満	3年以上 3年6月未満	3年6月以上 4年未満	4年以上 4年6月未満	4年6月以上 5年未満	5年	停 止 計	合 計
平成11年度	1	6											6	7
平成12年度	3	6	2	1	1								10	13
平成13年度	1	12			2			1				1	16	17
平成14年度	2	10			2							2	14	16
平成15年度	2	10	3	4	2			1					20	22
平成16年度	1	11	5	2	2	1		1		1		1	24	25
合 計	10	55	10	7	9	1		3		1		4	90	100

## 医業停止期間終了後の業務について

(医師)

平成14年12月31日現在

行政処分を受けた年度	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
平成10年度	23	6	13			4
平成11年度	22	6	11			5
平成12年度	35	15	6	1	1	12
平成13年度	23	8	7	2	1	5
平成14年度	11	5	3			3
計	114	40	40	3	2	29

(医師)

平成14年12月31日現在

医業停止期間	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
6か月未満	65	25	26		1	13
6か月以上1年未満	23	6	8	3	1	5
1年以上1年6か月未満	12	5	2			5
1年6か月以上2年未満	5	1	2			2
2年以上3年未満	6	2	2			2
3年以上4年未満	3	1				2
4年以上5年未満						
計	114	40	40	3	2	29

(医師)

平成14年12月31日現在

区分	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
医師法違反	5	1	3			1
その他の身分法違反	6		5			1
薬事法違反						
麻薬取締法違反	3		1			2
覚せい剤取締法違反	7	3	3			1
大麻取締法違反	2		1			1
殺人及び傷害						
業務上過失致死(傷害)／車両	3	2				1
業務上過失致死(傷害)／医療	13	7	5			1
猥せつ	13	7	6			
贈収賄	8	6	2			
詐欺・窃盗	8	3	1			4
文書偽造	2	1				1
所得税法等違反	14	5	5			4
診療報酬の不正請求	26	2	8	3	2	11
その他	4	3				1
計	114	40	40	3	2	29

注1) 医政局医事課調べ

注2) 表は、平成10年度から平成14年度までに医業停止処分を受けた医師のうち、平成14年12月31日までに医業停止期間が終了した医師について、その業務内容(平成14年12月31日現在)を示したものの。